

20. 防災集団移転促進事業 (完了)

津波被害を受けた居住者が、安全な地区に移転することを促進するための事業です。

事業概要

- 事業の対象者は、「移転促進区域」（津波の被害を受け、住民の居住に適さないと認められる区域）の内にある住居の居住者です。

■移転先関連

- 移転方法は次の3種類です
 - ① 「住宅団地」への移転
 - ② 「災害公営住宅」への転居
 - ③ 被災者自身で移転先を確保する「個別移転」
- 上述の①「住宅団地」を本事業で整備し、移転を希望する事業の対象者に分譲します。

■移転元関連

- 「移転促進区域」内にある敷地内の宅地等を市が買い取ります。
- 「移転促進区域」は「災害危険区域」にも指定するので、住居として使用する建築物の建築が禁止または制限されます。
- 市が買い取った土地は、復興関連事業として活用します。



● 住宅団地の位置
 — 災害危険区域の範囲

→ 原発から20km圏外のスケジュール
 → 原発から20km圏内のスケジュール

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
災害危険区域の指定	→				
住宅団地造成	住宅団地の位置・規模の決定	→	→		
	区画検討				
	測量設計	→			
	住宅団地造成工事	→	→		
個人の補助金申請					→
買取転り元	買取意向確認	→	→		
	買取契約				→

移転先住宅団地の地区名と規模

鹿島区	No.	地区名	予定戸数	団地面積	原町区	No.	地区名	予定戸数	団地面積
	1	南海老	6	0.6ha		12	金沢2	5	0.6ha
2	北海老	13	1.5ha	13	上高平1	7	0.6ha		
3	南屋形	8	0.6ha	14	上高平2	5	0.3ha		
4	北右田	5	0.6ha	15	小川町	57	4.3ha		
5	鹿島	8	0.7ha	16	北原	23	1.8ha		
6	寺内	48	4.5ha	17	上渋佐	32	3.2ha		
7	上寺内1	14	1.4ha	18	菅浜1	18	1.6ha		
8	上寺内2	7	1.0ha	19	菅浜2	15	1.4ha		
9	上寺内3	5	0.6ha	20	雫	7	0.6ha		
10	大内	5	0.5ha	21	本陣前	11	0.8ha		
11	金沢1	5	0.7ha						



移転先写真



- ・住宅団地は津波やがけ崩れなどの危険性のない場所に、計画しています。
- ・団地の造成に伴い、必要となる場合は周辺道路の拡張や排水路の整備も行います。
- ・団地の造成は本事業で行いますが、住宅の建築をするのはそれぞれの移転者の方々です。

関連する支援事業

- ① 移転者の住宅建設及び土地購入に対する利子補給（補助）
事業の対象となる方が、新たに住宅を建設するため「土地購入費」や「住宅建築費」を金融機関から借り入れた場合に発生する利子相当額を補助します。 ※「個別移転」の方は対象外です。
- ② 引っ越し費用補助
災害危険区域から移転する場合に、引っ越し費用を補助します。
- ③ 「個別移転」の方への支援
本事業では、「個別移転」の方に対する支援が②のみとなります。しかし、「がけ地近接等危険住宅移転事業」（建築住宅課で受付しています）を活用することで、①と②の両方の支援を受けることが可能となります。
※ 支援を受けたい方は、まずは建築住宅課にご相談ください。

事業費

総事業費	182億円	復興交付金
------	-------	-------

担当部署

【防災集団移転促進事業に関すること】
（住宅団地の造成・移転元地の買取り）
・ 南相馬市建設部都市計画課
TEL 0244-24-5251

【災害危険区域の指定に関すること】
【がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること】
・ 南相馬市建設部建築住宅課
TEL 0244-24-5253